

日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定に関するお知らせ

平成20年11月28日
経済産業省

日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定（以下「AJCEP 協定」）は、平成20年12月1日に我が国とシンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオスとの間で発効します。

今般、ベトナム政府及びミャンマー政府から、AJCEP 協定の発効に関して、概要以下のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

AJCEP 協定発効後、当面の間、①ベトナムにおいて AJCEP 協定に基づく関税率が適用されない、②ベトナム及びミャンマーにおいて AJCEP 協定原産地証明書が発給されない、といったおそれがある点に御留意ください。

現時点で、ベトナム政府及びミャンマー政府から伝えられている内容は、概要以下の通りです。

ベトナム政府からの情報

【AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給について】

AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給については、平成20年12月1日に開催される合同委員会での運用規則の採択を受けて、原産地証明書の発給に関する国内法令の整備等所要の手続きを行う予定。原産地証明書の発給（遡及発給を含む）が可能になるのは、12月中旬以降になる見込み。なお、原産地証明書を遡及発給するか否かについては、ベトナム政府として検討中。

【AJCEP 協定に基づく関税率の決定について】

AJCEP 協定に基づく関税率については、平成20年12月1日に開催される合同委員会での運用規則の採択を受けて、AJCEP 協定税率を正式決定するための国内法令の整備手続きを開始する予定。AJCEP 協定税率の正式決定は、平成21年2月以降になる見込み。

なお、AJCEP 協定税率が正式に決定されるまでの間に日本からベトナムに輸出される物品の扱いについては、AJCEP 協定税率の正式決定後に、AJCEP の関税率を定める法令を遡及適用し MFN 税率と AJCEP 税率の差分相当額を

還付するか否かを含め、ベトナム政府として検討中。

ミャンマー政府からの情報

【AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給について】

AJCEP 協定に基づく原産地証明書の発給については、平成20年12月1日に開催される合同委員会での運用規則の採択を受けて、原産地証明書の発給に関する国内法令の整備等所要の手続きを行う予定。原産地証明書の発給（遡及発給を含む）が可能になるのは、12月中旬以降になる見込み。

なお、遡及発給された AJCEP 協定の原産地証明書の受け入れについては、各締約国により国内法令等が異なりますので個別にご確認ください。

日本政府としては、ベトナム政府及びミャンマー政府に対し、AJCEP 協定発効後直ちに協定の完全な実施がなされるよう要請中です。

以上